

福岡県基準適合届出保育施設証明書等交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知。以下「指導監督通知」という。)に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督通知の別添「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていると認められる施設に対し証明書の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2 この要領の対象となる施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項の規定により県への届出が義務付けられている認可外保育施設(以下「届出保育施設」という。)とする。

(証明書の交付)

第3 保健福祉(環境)事務所長は管内の届出保育施設について「届出保育施設等に対する指導監督要綱」(以下「要綱」という。)第8条に定める立入調査を実施し、別表「評価基準」(以下「評価基準」という。)の全項目について適合していることを確認した場合には、子育て支援課長へ報告するものとする。

また、要綱第12条に定める改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該施設が評価基準の全項目について適合していることを確認した場合も、同様に報告するものとする。

2 子育て支援課長は、前項による報告を受けたときは、要綱に定める様式により「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」及び「福岡県基準適合届出保育施設証明書」(以下「証明書」という。)を交付するものとする。

なお、証明書の有効期間は、証明書を交付した日から、次の第4によりその返還を求められたときまでとする。

(証明書の返還)

第4 保健福祉(環境)事務所長は、要綱第8条に定める立入調査を実施し、証明書の交付を受けた者に改善指導を行った場合、その指導事項に対する助言等による改善が見込まれず、第3第1項に定める証明書の交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、子育て支援課長へ報告するものとする。

2 子育て支援課長は、前項による報告を受けたときは、その報告内容を確認し当該証明書の返還を求めるものとする。

(証明書の再交付)

第5 証明書の交付を受けた者は、証明書を紛失等した場合には、別紙様式1により証明書の再交付を求めることができるものとする。再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見

したときは、ただちに、発見した証明書を返還しなければならない。

(情報提供等)

第6 子育て支援課長は、証明書を交付した事実について、その事実を公表し、市町村にも情報提供を行い、市町村から一般への情報提供が行われるよう求めるものとする。

また、証明書の交付を受けた届出保育施設は、保護者等からの求めに応じて証明書を提示できるものとする。

(記録)

第7 子育て支援課長は、証明書の交付及び返還について記録を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年5月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。